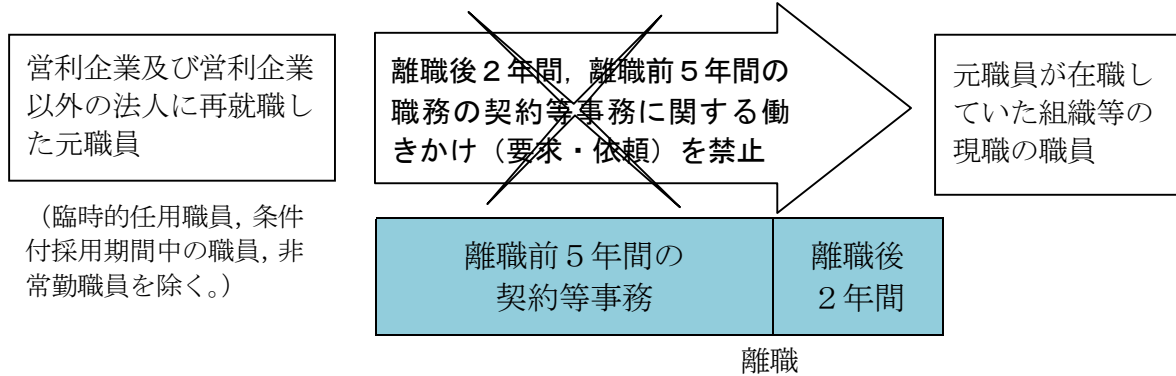
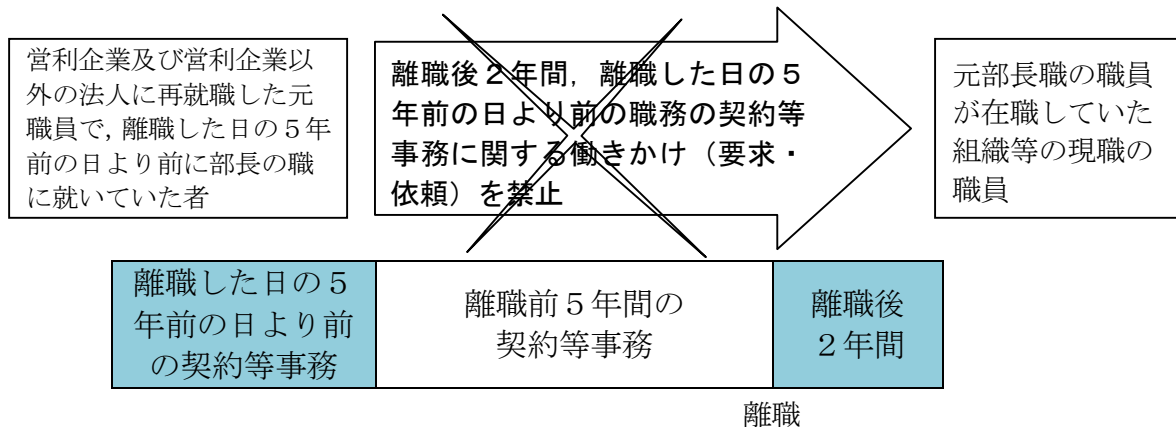


地方公務員法で定める再就職者による働きかけの規制の概要

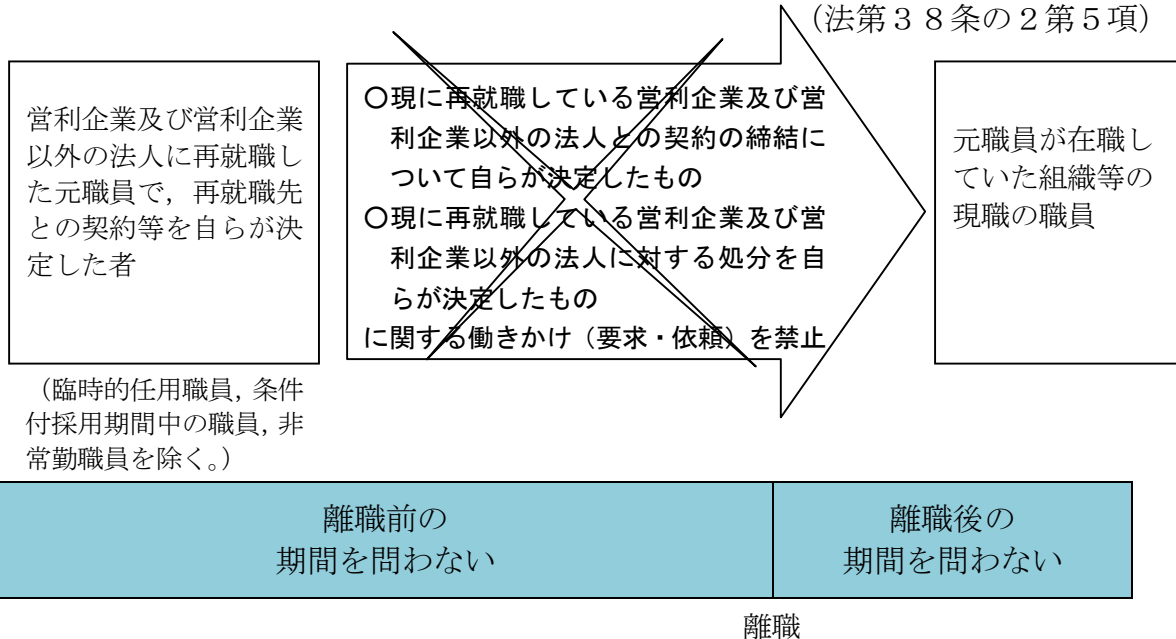
1 元職員による働きかけの規制（法第38条の2第1項）



2 元職員のうち部長職であった者による働きかけの規制（法第38条の2第4項）



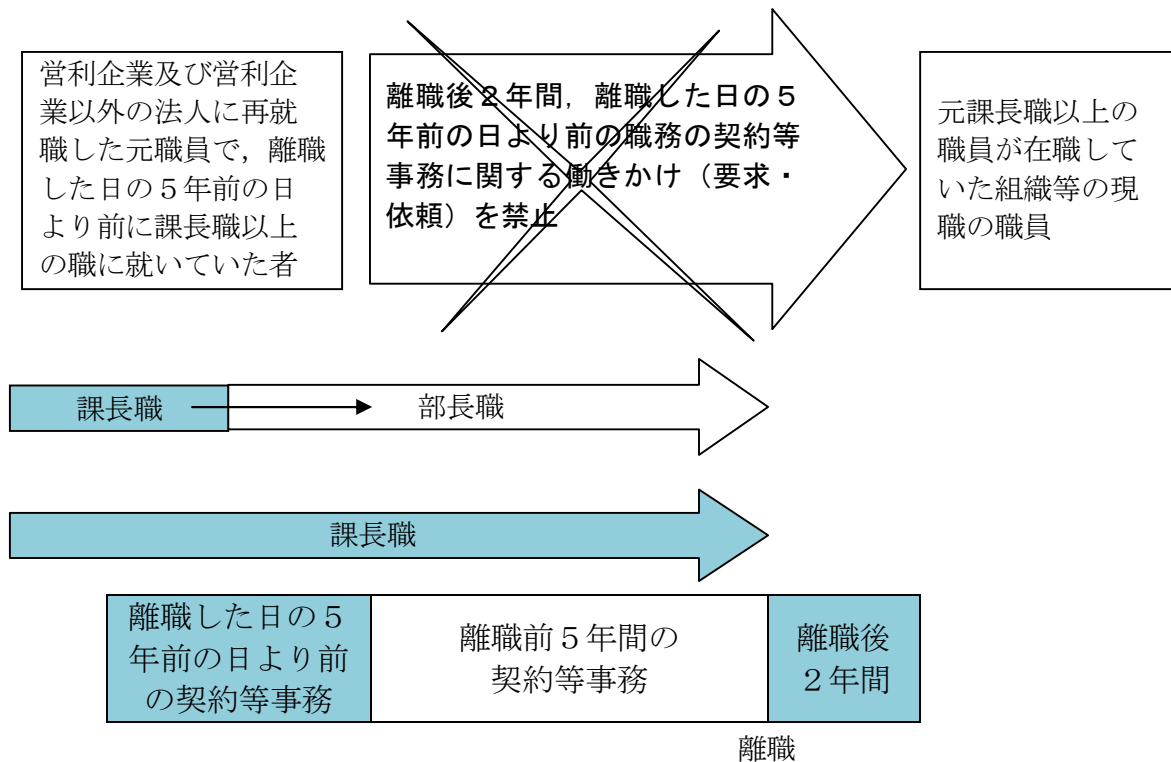
3 在職中に自らが決定した再就職先との契約等に関する働きかけの規制（法第38条の2第5項）



条例で定める再就職者による働きかけの規制の概要

本市では、部長の職だけでなく、課長級以上の職に就いていた者についても、離職した日の5年前の日より前の職務の契約等事務に関する働きかけ（要求・依頼）を禁止する。

1 課長職以上の職に就いていた者による働きかけの規制（条例第2条）



芦屋市職員の退職管理に関する規則（未定稿）

（趣旨）

第1条 この規則は、芦屋市職員の退職管理に関する条例（平成28年芦屋市条例第 号。以下「条例」という。）第2条及び第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（部長又は課長の職に相当する職）

第2条 条例第2条の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職（次条において「部課長等の職」という。）として規則で定めるものは、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）別表第10管理職手当支給額表に掲げる第1種から第3種までの種別に係る職とする。

（部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等の役職員に類する者）

第3条 部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（管理又は監督の地位にある職員の職）

第4条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、第2条に定める職とする。

（任命権者への再就職の届出を要しない場合）

第5条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用さ

れた場合

- (3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、得る報酬の額が当該法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して1年間につき、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第3項第1号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第86条第2項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下である場合（任命権者への再就職の届出）

第6条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、再就職届出書（様式第1号）を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届け出なければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。